

(公財) 福島県産業振興センターでは、福島県内の中小企業者等のみなさまに対して、外国への戦略的な産業財産権取得を促進するため、出願費用の一部を助成する事業を行います。

## 平成30年度第2回 福島県中小企業外国出願支援事業 募集案内

### ■助成対象者

福島県内に事業所を有する中小企業者等又はそのグループで、出願人となり外国特許庁へ産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標(冒認対策商標含む))の出願を行う方。

※いわゆる「みなし大企業」については、本事業の対象となりません。

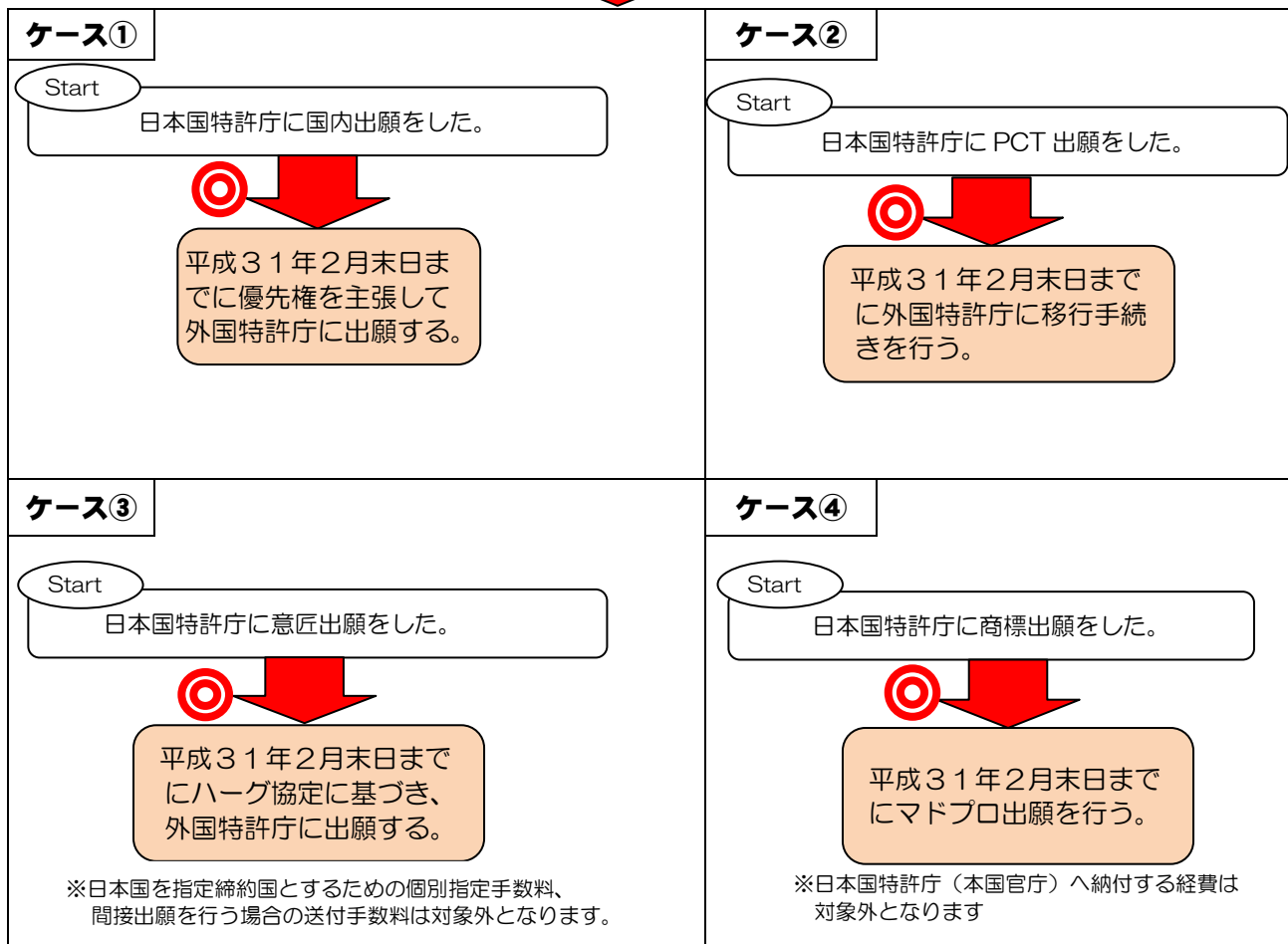
※事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO 法人において、地域団体商標の出願を行う場合、本事業の対象となり得ます。

### ■対象要件

- (1) 申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等(PCT出願含む)を行っており、年度内に外国特許庁へ以下(ア)~(エ)の方法で出願を行う予定があること。
  - (ア) パリ条約等に基づき優先権を主張して外国特許庁へ出願する方法(商標は優先権主張を要しない)。
  - (イ) 特許協力条約に基づき外国特許庁へ出願を行う方法(PCT出願の国内移行)。
  - (ウ) ハーグ協定に基づき、外国特許庁へ出願を行う方法。
  - (エ) マドリット協定議定書に基づき、外国特許庁へ出願を行う方法。
- (2) 外国特許庁へ出願と外国特許庁へ出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等(基礎となる国内出願の名義が社長名義等個人名義は認められない。申込期限までに変更する場合は可。)
- (3) 出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を得られること、または現地代理人に直接依頼する場合はそれと同等の書類を提出できる中小企業者等。
- (4) 国及び当センターが行う補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力できること。

※すでに出願手続きが完了してしまっている場合には対象となりません。交付決定後から平成31年2月末日までの間に出願及び経費支払いの手続きを行うことが必要となります。

【(1)の要件について具体的には、申請時にの段階である場合に対象となります。】



※ 原則として、日本国特許庁に出願していない特許、実用新案、意匠及び商標出願は内容が類似のものであっても対象となりません（いわゆるダイレクト PCT、もしくは日本国を指定締約国として指定予定の案件で、採択後、年度内に優先権を主張してハーグ出願を行う案件は可）。

※ 申請は1申請者につき複数件の応募が可能です。  
その場合、31年2月末日までであれば、出願時期が異なっても構いません。

### ■支援内容

特許権・実用新案権・意匠権・商標権の外国出願に係る以下の費用が対象となります。  
(なお、採択前に支出した経費については対象となりません)

#### 【助成対象経費】

経費区分	経費項目
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳費用に要する経費



## 対 象 外 経 費

※ 「対象外経費」が予算計上に含まれる場合には、精査の上、除外させていただきます。

- 日本国内における消費税及び地方消費税。
- 国内出願及び国内出願に要する代理人費用。
- PCT国際出願に要する費用のうち、国際段階の手数料、日本国特許庁への国内移行手数料、それらに関する代理人費用。
- ハーク出願において、日本国特許庁を経由して間接出願を行う場合の送付手数料、日本国を指定締約国とするために支払う個別指定手数料。
- マドプロ出願に要する経費のうち、日本国特許庁（本国官庁）へ納付する手数料。
- マドプロ出願における個別手数料（WIPOへ納付する国際手数料として基本手数料と同時に支払う場合は対象）。
- 出願後の中間手続費用・登録料等（審査請求や補正などを出願と同時に行う場合は対象）。
- 採択前、又は対象期間外に支払を行った経費。
- その他出願に直接関係しない経費。

### 【助成率】

助成対象経費の2分の1以内。

※助成対象者以外の者との共有に係る特許等である場合、持分比率又は費用負担割合のうち、いずれか低い方に応じて、助成対象経費が減額となります。

### 【1出願当たりの上限額】

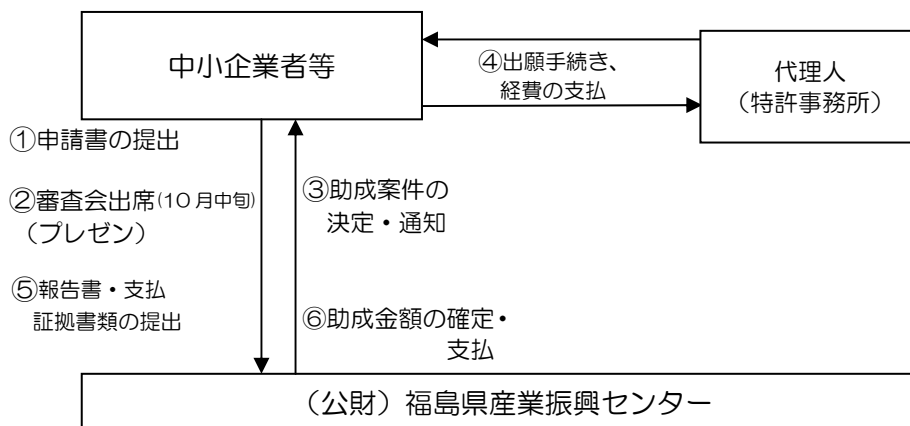
特許出願は150万円、それ以外は60万円、ただし冒認出願対策の場合は30万円。

1企業当たりの上限額は300万。

■支援までの流れ（番号は下記【事業スキーム】にリンクしています。）

- ① 申請書及び添付書類のご提出。
- ② 審査会の実施（10月中旬予定）：プレゼンテーションを行っていただきます。
- ③ 助成案件の決定・通知。
- ④ 採択企業により代理人へ対し、出願経費の支払。
- ⑤ 採択企業より、支払内訳が明確な領収証等のご提出。
- ⑥ 当センターにより対象経費を確定し、交付決定額（対象経費の2分の1以内）を、採択企業へお振込み。

### 【事業スキーム】



### ■募集期間

平成30年8月6日(月)～平成30年9月21日(金)必着

## ■その他

### (1) 助成金額の確定について

センターは報告書および添付書類に基づき、書類の精査及び必要に応じて現地調査を行います。その結果、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた経費についてのみ、助成金交付額として確定します。助成対象外となる経費が含まれていた場合や経費の支払証拠書類に不備が認められた場合には、助成額の全額または一部が対象外となることもありますので、ご留意願います。

### (2) 追跡調査等について

翌年度以降であっても、助成が行われた外国出願について、外国特許庁からの査定があった場合には、速やかに査定状況に関する報告書を提出していただきます。また、その他にも随時、出願状況や事業化状況の調査を行う場合がありますので、ご協力のほどお願いいたします。

### (3) 情報公開について

審査の結果、採択となった案件については、事業者名、所在地、権利種別、交付決定金額及び採択件数等は外部公表の対象となりますことをご承知おき下さい。

### 【お問合せ・お申込み先】

**TEL 024-959-1951**  
**FAX 024-959-1889**

公益財団法人福島県産業振興センター  
技術支援部 技術振興課 齋藤宏  
〒963-0215 郡山市待池台1-12(福島県ハイテクプラザ内)  
E-mail:[f-tech@f-open.or.jp](mailto:f-tech@f-open.or.jp)